

指定（介護予防）訪問看護事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

看護体制強化加算の算定要件追加に係る経過措置終了について（通知）

指定（介護予防）訪問看護事業所における看護体制強化加算について、令和3年度介護報酬改定において新たに設けられた算定要件の経過措置が、令和5年3月31日をもって終了するため、令和5年3月31日現在、当該加算の算定をしている事業所においては、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 経過措置終了の要件

厚生労働大臣告示・九で定める基準イ（1）（四）

「当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。）の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。」

2 令和5年4月1日以降も算定する場合

算定要件を満たすかどうか確認してください。（割合について、台帳等により毎月記録）

※看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月（暦月）の平均を用いることとします。なお、当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合（100分の54以上100分の60未満であった場合）には、その翌々月から当該加算を算定できないものとし、翌月の末日において100分の60位以上となる場合を除きます。）。

3 看護職員の離職等により基準に適合しなくなった場合

看護職員の採用に関する計画を都道府県知事に届けることにより、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当加算を算定することができるため、計画書を提出してください。

※計画書の様式に定めはありません。

4 算定を取り下げる場合

要件を満たさなくなった場合は、速やかに取下げに係る届出書等を提出してください。

5 提出先

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話 (087) 832-3269

6 加算届出書等の様式

かがわ介護保険情報ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>